



2026 年 9 月 29 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 グ リ ー ン ズ
代 表 者 名 代表取締役社長 村木 雄哉
(コード 6547 東証スタンダード・名証プレミア)
問 合 せ 先 専務取締役 清水 謙二
(TEL. 059-351-5593)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 21 日開催の取締役会において、2026 年 9 月 25 日開催の第 63 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議し、同定時株主総会において原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社が運営するホテルにおいて酒類販売を行うにあたり、事業目的を明確化するため、現行定款第 2 条（目的）に「酒類の販売」を追加するものであります。
- (2) 2021 年 10 月 19 日に発行した A 種優先株式のすべてにつき、2026 年 6 月 30 日をもって消却いたしました。これに伴い、A 種優先株式に関する定款の条項（第 11 条の 2 乃至 10）をすべて削除し、発行可能株式総数に関する定款第 5 条および単元株式数に関する定款第 7 条の規定の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更に係る取締役会決議日	: 2026 年 8 月 21 日
定款変更のための定時株主総会開催日	: 2026 年 9 月 25 日
定款変更の効力発生日	: 2026 年 9 月 25 日

以上

(別紙)

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (2) (条文省略) (新設) (3) ～ (11) (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (2) (現行どおり) <u>(3) 酒類の販売</u> (4) ～ (12) (現行どおり)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数等) 第5条 当社の発行可能株式総数は、2, 400万株とし、 <u>普通株式の発行可能種類株式総数は2, 400万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は6, 000株とする。</u> (略) (単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、 <u>普通株式について100株、A種優先株式について1株とする。</u> (略)	第2章 株式 (発行可能株式総数等) 第5条 当社の発行可能株式総数は、2, 400万株とする。 (略) (単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。 (略)

現行定款	変更案
<u>第2章の2 A種優先株式</u> <u>(A種優先配当金)</u> <u>第11条の2 当社は、第42条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、第11条の10に定める支払順位に従い、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。</u><u>ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</u> <u>2. ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。</u> <u>3. 当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>(A種期中優先配当金)</u> 第11条の3 当社は、第43条または第43条の2の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「A種期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「A種期中配当」という。）をするときは、A種期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主等に対して、第11条の10に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該A種期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該A種期中配当基準日がA種優先株式の払込期日と同一の事業年度に属する場合は、当該払込期日）（同日を含む。）から当該A種期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該A種期中配当基準日の属する事業年度において、当該A種期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該A種期中配当基準日から当該A種期中配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該A種期中配当基準日に係るA種期中配当を行うことを要しない。 <u>(残余財産の分配)</u> 第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、第11条の10に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、次条第2項に定めるA種基本償還価額相当額から、A種控除価額相当額を控除した金額（ただし、A種基本償還価額相当額およびA種控除価額相当額は、A種基本償還価額算式およびA種控除価額算式における「A種償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済A種優先配当金」を「解散前支払済A種優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済A種優先配当金のそれぞれにつきA種控除価額相当額を計算し、その合計額をA種基本償還価額相当額から控除する。 <u>2. A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>(金銭を対価とする償還請求権)</u> <u>第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「A種償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、A種償還請求がなされた日を「A種償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、A種償還請求日においてA種償還請求が行われたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、A種償還請求日における分配可能額を超える場合には、A種償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額がA種償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、A種償還請求が行われなかったものとみなす。</u> <u>2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、A種基本償還価額から、A種控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済A種優先配当金のそれぞれにつきA種控除価額を計算し、その合計額をA種基本償還価額から控除する。</u> <u>(A種基本償還価額算式)</u> <u>A種基本償還価額</u> $=1,000,000円 \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$ <u>A種優先株式に係る払込期日(同日を含む。)からA種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。</u> <u>(A種控除価額算式)</u> <u>A種控除価額＝償還請求前支払済A種優先配当金$\times$(1+0.04)$^{x+y/365}$</u> <u>「償還請求前支払済A種優先配当金」とは、A種優先株式に係る払込期日以降に支払われたA種優先配当金(A種償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。</u> <u>償還請求前支払済A種優先配当金の支払日(同日を含む。)からA種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。</u>	(削除)

現行定款	変更案
3. <u>本条第1項に基づくA種償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が以下の請求受付場所に到着したときに発生する。</u> <u>三重県四日市市浜田町5番3号</u> <u>株式会社グリーンズ</u> <u>(金銭を対価とする取得条項)</u> 第11条の6 <u>当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、本条において「A種強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定めるA種基本償還価額相当額から、A種控除価額相当額を控除した金額（ただし、A種基本償還価額相当額およびA種控除価額相当額は、A種基本償還価額算式およびA種控除価額算式における「A種償還請求日」を「A種強制償還日」と、「償還請求前支払済A種優先配当金」を「強制償還前支払済A種優先配当金」（A種強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（A種強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。</u> <u>なお、強制償還前支払済A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済A種優先配当金のそれぞれにつきA種控除価額相当額を計算し、その合計額をA種基本償還価額相当額から控除する。</u> <u>(議決権)</u> 第11条の7 <u>A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u> <u>(株式の併合または分割等)</u> 第11条の8 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</u> <u>(種類株主総会への準用)</u> 第11条の9 <u>第11条（基準日に係る規定）および第3章の規定（株主総会に係る規定）は、A種種類株主総会について準用する。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>第2章の3 優先順位</u> <u>(優先順位)</u> <u>第11条の10 A種優先株式の優先配当金（A種期中優先配当金を含む。以下本項において同じ。）ならびにその他の種類の株式の株主および登録株式質権者（普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の優先配当金を第1順位、その他の種類の株式の株主および登録株式質権者（普通株主および普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第2順位とする。</u> <u>2. A種優先株主等およびその他の種類の株式を有する株主（普通株主等を含むがこれに限られない。）に対する残余財産の分配の支払順位は、A種優先株主等に対する残余財産の分配を第1順位、その他の種類の株式を有する株主（普通株主等を含むがこれに限られない。）に対する残余財産の分配を第2順位とする。</u> <u>3. 当会社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u>	(削除)